平成２５年（フ）第６６０号
静岡市葵区松富１丁目１番９―307号
債務者　大石　敏明
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４７号
静岡市駿河区高松1966番地の19
債務者　三浦　智洋
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７１号
沖縄県中頭郡読谷村字宇座14番地３　伊良皆家103
債務者　入野　英二
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２３４６号
東京都板橋区泉町39番14号
破産者　ＡＭＥ株式会社
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５１号
札幌市白石区中央２条４丁目８番13号
破産者　株式会社白石安全自動車
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５６号
岐阜県郡上市大和町剣73番地１、前住所静岡県焼津市田尻2961番地
破産者　法月　　豊
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６７１号
静岡県焼津市中港５丁目18番27号
破産者　有限会社大口組
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１９号
静岡市清水区矢倉町４番13号
破産者　亡眞田佳行相続財産
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２１号
名古屋市名東区本郷３丁目164番地
破産者　有限会社東名産業
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９４号
名古屋市中村区野上町48番地２
破産者　有限会社ダイコク
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７７号
広島市中区大手町３―２―19―３Ｆ
破産者　フィーバス株式会社
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４６号
広島県東広島市西条町郷曽217番地６
破産者　株式会社ＵＭＳ
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０号
大分県別府市北浜１丁目５番２号
破産者　村下産業株式会社
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７７号
北海道帯広市西25条北２丁目２番地、商業登記簿上の本店所在地北海道帯広市西９条南10丁目３番地
破産者　株式会社大一バスこと　株式会社大一ハイヤー
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
北海道帯広市西25条北２丁目２番地、商業登記簿上の本店所在地北海道帯広市西９条南10丁目３番地
破産者　大一商事有限会社
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
北海道帯広市西２条南37丁目２番14号
破産者　株式会社Ａ＆Ｅ
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
青森県三沢市下久保２丁目５番地２号　小比類巻方
破産者　佐々木千尋
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第６号
千葉県館山市湊368番地　ＳＫマンション103号室
破産者　加藤　良成（旧姓間宮）
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第４３号
千葉県館山市西川名827番地
破産者　佐野　達也
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第３７１号
東京都東久留米市本町２丁目３番28号コーポ清雅101
破産者　齊藤久美子
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部